

(17) 森林・林業担い手育成総合対策

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	本省と東北財務局の共同調査	4,740	4,611	▲129	▲66

事業の概要	○ 林業への就業と定着化及び労働安全の向上を図るため、新規就業者への体系的な研修（フォレストワーカー研修）や林業大学校で学ぶ就業前の青年への給付金給付、高校生の就業や女性活躍の促進、現場技能者のキャリアアップ等の取組を支援している。
	○ うち、「緑の雇用」担い手確保支援事業として、フォレストワーカー研修（以下「FW研修」という。）では、安全で効率的な知識・技術・技能を習得するため、新規就業者に対する3年間の研修実施を支援しているほか、トライアル雇用では、就業希望者が林業の作業実態や就労条件についての理解を深め、林業への適性を確認するために3か月の研修を支援している。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

FW研修の林業経営体選定と改善について

- FW研修の受入れ先林業経営体の選定に当たっては、定着率を改善させるためにも適切な選定を行うべきであり、事業実施主体の内規等で緩和されている内容については、現状の研修生受入れ人数等を踏まえて、**募集前から9割以上の林業経営体が完全には該当し得ないような要件ではなく、林業従事者の確保の観点から定着率が高い林業経営体や低い林業経営体の特徴を分析し、定着率に係る有効性のある要件設定を検討すべきである。**
- また、「改善措置意見」に関しても、上記の見直しと合わせて定着率に係る**発出基準を見直す**とともに、改善措置意見の通知に対する各林業経営体からの改善方針については、現状任意となっている都道府県からの意見聴取を実効性のあるものに見直すなど、運用改善を図るべきである。**運用改善に当たっては、事業実施主体任せにするのではなく、離職率の高い林業経営体の特徴、特に定着率の高い都道府県の実績や各林業経営体の改善措置に係る具体的な事例等を検証し、事業実施主体が林業経営体を適切に監督・指導できるよう指針を示すべきである。**

反映の内容等

FW研修の林業経営体選定と改善について

- FW研修の受入れ先林業経営体の選定要件については、**国の実施要領と事業実施主体の内規との整合を図るとともに、定着率が低位な林業経営体について適切に除外する選定方法に見直すこととした**。また、安全で質の高い研修を確保し、研修生の定着率を高めるため、**研修を担う指導員の資格要件を厳格化するなどの要件設定を見直すこととした**。(反映額：▲66百万円)
- 「改善措置意見」については、上記の見直しと合わせて**発出基準を見直す**とともに、林業経営体が「改善措置計画」を策定する際には、第三者の意見である**企業診断を受けさせることを義務化**するなどの運用改善を図ることとした。
- 上記の実効性を高めるため、**国の指針として上記を具体化した内容を事業実施主体に対して通知等を行うこととした**。